

December
2016

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

早いもので今年も師走を迎えました。皆様にとって、今年はどのような1年だったでしょうか。
1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2016年12月号

■平成28年分年末調整 留意すべき4つのポイント

- 10月より大幅引上げとなった
地域別最低賃金
- 産業別比較
従業者1人当たり付加価値額
- AIの導入状況とその役割
- 編集後記～今年を振り返り～

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F
TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

平成28年分年末調整 留意すべき4つのポイント



登場人物

何なの



何なの



今年も年末調整の時期がやってきました。今回は、平成28年の年末調整における留意点をいくつか取り上げます。特に、扶養控除等申告書（以下、マル扶）に記載された個人番号（以下、マイナンバー）の取扱いに注意しましょう。

■ 平成28年分の年末調整 4つの留意点

平成28年分の年末調整に当たっての留意点は、次の4つです。

1. マイナンバーの取扱い

平成28年1月1日以後提出分のマル扶には、原則として申告者等のマイナンバーを記載します。記載がある場合は、申告者本人について給与支払者による本人確認（番号確認+身元確認）が必要です。控除対象配偶者や扶養親族等のマイナンバーは、本人が確認します。

平成28年分 給与所得者の扶養	
扶養範囲	○○○○株式会社
申告者	神田
扶養範囲	2 3 4 5 6 7 8 9 10
扶養範囲	東京都世田谷区仲町3丁目
扶養者	山田明子
扶養者	夫一郎
扶養者	子
扶養者	孫

扶養範囲「平成28年分 年度調整のしかた」より
参考資料抜粋

2. 通勤手当の改正

通勤手当について、最高限度が月額10万円から15万円へと引き上げられました。この改正は平成28年1月1日以後から適用されていますが、施行日が4月1日のため、3月31日以前受取り分について年末調整で精算する必要があります。

3. 国外居住親族の取扱い

国外居住親族について、扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受けるためには、マル扶提出時に一定の親族関係書類、年末調整時には一定の送金関係書類を、配偶者特別控除の適用を受けるためには年末調整時にこれらの書類を、それぞれ提出（又は提示）する必要があります。提出を受けた給与支払者は、それぞれの書類を確認します。この場合の“国外居住親族”とは、一般的には海外に住んでいる親族を指します。

4. 復興特別所得税の計算

平成25年1月1日から49年12月31までの間に生ずる所得に係る源泉徴収には、復興特別所得税分も併せて納付します。そのため28年分も、所得税に併せて復興特別所得税を計算する必要があります。

■ 平成28年分年末調整に係るマイナンバーの取扱い

平成28年分の年末調整に当たっての留意点を4つ取り上げて概要を説明しましたが、マイナンバーに関してはもう少し詳しくご案内いたします。

マル扶（扶養控除等申告書）

平成28年1月1日以後提出分からの原則的な取扱いは、前述のとおりです。

この場合例外として、給与支払者と従業員等との間での合意に基づき、マル扶の余白にそれぞれ次の旨を記載・表示することで、マル扶へのマイナンバーの記載を不要とする方法があります（国税庁HP 源泉所得税関係に関するFAQ Q1-5-1）。

従業員等

- 「マイナンバーについては、給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載

給与支払者

- 既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認
- 確認した旨を表示

他方、27年中に28年分のマル扶の提出を受けたとき、マイナンバーの記載は必要ありません。このようなケースにおいて、敢えて28年中に補完記入してもらう必要はなく、もしマイナンバーが必要な場合には、28年末に受取る29年分のマル扶に記載されたマイナンバーを利用することも可能です（国税庁HP 源泉所得税関係に関するFAQ Q1-2）。

マル保・配特（保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書）

平成28年4月1日以後提出分からマイナンバーの記載が不要となったため、年末に行う年末調整時のマイナンバーの記載は不要です。給与支払者については法人のみ法人番号の記載が必要です。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	
給与の支払者の 名前(氏名)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 株式会社
給与の支払者の 法人番号	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9
給与の支払者の 所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3
(フリガナ) あなたの氏名	
あなたの住所 又は居所	東

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

会社等 名稱	保険等の 種類 (年金制度)	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 新旧の お年齢 区分	あなたが本年中に支払った 給与の 保険料の 小計(金額の 総額)
国税庁HP「平成28年分 年末調整のしかた」より 参考 紹介				

住宅ローン控除申告書（住宅借入金等特別控除申告書）

前記マル保・配特と同様、マイナンバーの記載は不要で、給与支払者について法人のみ法人番号の記載が必要です。平成25年入居以前の場合には、法人番号を記載する欄が設けられていないため、余白に記載しましょう。

また、26年分の所得税の確定申告で住宅ローン控除1年目の確定申告をした方については、税務署から送付された住宅ローン控除申告書には申告者本人欄にマイナンバーを記載する欄があるようですが、前述のとおり記載する必要はありません。記載しないように対象者へ注意を促すとよいでしょう。

住宅借入金等特別控除申告書	
円を超える方は提出できません。)	
入金等特別控除を受けたいので、申告します。	
(フリガナ) あなたの氏名	山川太郎
あなたの個人番号	
あなたの住所 又は居所	東京都練馬区栄町23-7
増改築等による借入金等の計算	
国税庁HP「平成28年分 年末調整のしかた」より 参考 紹介	

なお、受給者に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号を記載しません。その点もご留意ください。

10月より大幅引上げとなつた 地域別最低賃金

■ 最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業にはその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月頃に「地域別最低賃金」が改定されることになっています。平成28年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いましたので、確認しておきましょう。

■ 平成28年度の 地域別最低賃金と発効日

平成28年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。すべての都道府県で21円以上の引上げとなりました。これに伴い、すべての都道府県の最低賃金が700円以上となっています。

昨年に引き続き大幅な引上げが行われていますので、採用募集時の賃金を引上げる等により、社内の賃金バランスが崩れていないかも確認しておきましょう。

表 平成28年度の地域別最低賃金

単位：円

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	764	786	22	平成28年10月1日
青森	695	716	21	平成28年10月20日
岩手	695	716	21	平成28年10月5日
宮城	726	748	22	平成28年10月5日
秋田	695	716	21	平成28年10月6日
山形	696	717	21	平成28年10月7日
福島	705	726	21	平成28年10月1日
茨城	747	771	24	平成28年10月1日
栃木	751	775	24	平成28年10月1日
群馬	737	759	22	平成28年10月6日
埼玉	820	845	25	平成28年10月1日
千葉	817	842	25	平成28年10月1日
東京	907	932	25	平成28年10月1日
神奈川	905	930	25	平成28年10月1日
新潟	731	753	22	平成28年10月1日
富山	746	770	24	平成28年10月1日
石川	735	757	22	平成28年10月1日
福井	732	754	22	平成28年10月1日
山梨	737	759	22	平成28年10月1日
長野	746	770	24	平成28年10月1日
岐阜	754	776	22	平成28年10月1日
静岡	783	807	24	平成28年10月5日
愛知	820	845	25	平成28年10月1日
三重	771	795	24	平成28年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	764	788	24	平成28年10月6日
京都	807	831	24	平成28年10月2日
大阪	858	883	25	平成28年10月1日
兵庫	794	819	25	平成28年10月1日
奈良	740	762	22	平成28年10月6日
和歌山	731	753	22	平成28年10月1日
鳥取	693	715	22	平成28年10月12日
島根	696	718	22	平成28年10月1日
岡山	735	757	22	平成28年10月1日
広島	769	793	24	平成28年10月1日
山口	731	753	22	平成28年10月1日
徳島	695	716	21	平成28年10月1日
香川	719	742	23	平成28年10月1日
愛媛	696	717	21	平成28年10月1日
高知	693	715	22	平成28年10月16日
福岡	743	765	22	平成28年10月1日
佐賀	694	715	21	平成28年10月2日
長崎	694	715	21	平成28年10月6日
熊本	694	715	21	平成28年10月1日
大分	694	715	21	平成28年10月1日
宮崎	693	714	21	平成28年10月1日
鹿児島	694	715	21	平成28年10月1日
沖縄	693	714	21	平成28年10月1日

産業別比較 従業者1人当たり付加価値額

さまざまな企業で人材不足が問題となっていますが、採用も思うように進まないケースが少なくありません。こうした場合、従業者の生産性を高めることで人材不足に対応していく必要があります。ここでは、生産性の高低を判断するための指標のひとつとして、中小企業の従業者1人当たり付加価値額に関するデータ（※）をご紹介します。

■ 全体の平均は500万円程度

平成28年8月31日に中小企業庁から公表された「中小企業実態基本調査」の結果を元に、産業、従業者規模別に法人企業の従業者1人当たり付加価値額を求めるとき、以下のとおりです。

全産業の平均である総合計は500万円程度となりました。総合計の従業者規模別をみると、21～50人規模が最も高い532万円で、最も低いのが51人以上の493万円となりました。

■ 産業別では200万～1,000万円に

産業別にみると不動産業、物品賃貸業が高く、合計で1,000万円を超えるました。その他、総合計の合計よりも高くなったのが、建設業、製造業、情報通信業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業の5業種でした。一方で、宿泊業、飲食サービス業が250万円程度、サービス業（他に分類されないもの）が340万円程度となり、業種によって大きな開きがみられます。

平成26年度 産業従業者規模別1人当たり付加価値額（千円）

	合計	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
総合計	5,040	5,061	4,998	5,324	4,933
建設業	5,991	5,249	5,674	7,616	6,448
製造業	5,481	4,136	4,586	5,299	6,127
情報通信業	5,886	5,009	5,960	6,060	6,006
運輸業、郵便業	4,759	6,973	4,659	5,301	4,481
卸売業	6,236	5,399	6,206	6,511	6,729
小売業	3,812	3,367	3,773	3,590	4,210
不動産業、物品賃貸業	10,455	10,334	13,344	10,853	7,963
学術研究、専門・技術サービス業	5,844	4,823	5,778	5,875	7,147
宿泊業、飲食サービス業	2,504	2,430	2,775	2,664	2,319
生活関連サービス業、娯楽業	4,436	3,530	4,558	4,384	4,773
サービス業（他に分類されないもの）	3,415	4,034	4,879	4,574	2,704

中小企業庁「中小企業実態基本調査平成27年度確報（26年度決算実績）」より作成

生産性を向上させるには、仕事を効率化することが重要です。仕事の仕方や時間の使い方を見直し、無駄な時間や仕事を減らすことにも取り組んではいかがでしょうか。

（※）中小企業庁「中小企業実態基本調査平成27年度確報（平成26年度決算実績）」

一定の基準に基づいて抽出した中小企業を対象とした調査です。ここで付加価値額は次の算式で求めた数字で、1人当たり付加価値額は付加価値額と従業者数から求めた値です。付加価値額 = (売上原価のうち労務費、減価償却費) + (販売費及び一般管理費のうち人件費、地代家賃、減価償却費、従業員教育費、租税公課) + (営業外費用のうち支払利息・割引料) + 経常利益。詳細は次のURLから確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

AIの導入状況とその役割

人工知能（以下、AI）に関するさまざまな報道が増えています。そして、今後導入が進むであろうAIに対して、漠然とした期待や不安を感じる方も多いと思います。ここでは平成28年7月に発表された総務省の白書（※）から、AIの導入や果たす役割などに関するデータをみていきます。

■ AIが導入されている職場は5%

上記白書掲載のデータから、職場へのAIの導入状況をまとめると表1のとおりです。

**【表1】職場へのAI導入の有無および計画状況
(回答数1,106、%)**

既に導入されており、活用（利用）したことがある	1.9
既に導入されているが、これまでに一度も活用（利用）したことない	3.1
現在は導入されていないが、今後、導入される計画がある（計画中・検討中）	5.6
現在導入されていないし、今後も導入される計画はない	63.2
わからない	26.3

総務省 平成28年版情報通信白書「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」（平成28年）より作成

既に導入されているとする割合は、5.0%となりました。また、導入済みと導入計画がある割合をあわせると、10%程度となります。一方で、導入されておらず、導入計画もないとする割合は63.2%となっています。

■ AIの果たす役割や機能

次に、導入済みもしくは導入計画があると回答した人に対して行われた、AIの果たす役割や機能についての調査結果をまとめると、表2のとおりです。

既存の労働力を省力化とした割合が

41.0%でもっとも高く、次いで、不足している労働力を補完する、既存の業務効率・生産性を高めるが35.0%となりました。その一方で、これまでに存在しなかった新しい価値をもった業務を創出するの割合は26.5%となり、人手不足を解消するための役割や機能をAIに求めていることがわかります。

【表2】AIが果たす役割・機能（回答数117、%）



総務省 平成28年版情報通信白書「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」（平成28年）より作成

今後、AIもさらに進化し、さまざまな形で導入を進める企業は増えることでしょう。経営者の方は、自社にとってAIがどのように活用できるのか、検討されてはいかがでしょうか。

（※） 総務省「平成28年版情報通信白書」

ここで紹介したデータは、白書245、246ページ掲載の日米2ヶ国のインターネット調査会社の登録モニターの中から、機械化可能性が高いとされる職業および機械化可能性が低いとされる職業に従事する就労者をサンプリングして28年3月に行われた調査の結果です。表では日本の回答者の結果を紹介しています。白書の詳細は次のURLから確認できます。
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2017年1月

お仕事備忘録

1. 平成29年1月より育児・介護休業法改正
2. 平成29年1月から65歳以上の方も雇用保険の対象に
3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始
4. 固定資産税の償却資産に関する申告
5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付
6. 各種法定調書の提出
7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

1. 平成29年1月より育児・介護休業法改正

介護をしながら働く人や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

2. 平成29年1月から65歳以上の方も雇用保険の対象に

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。なお保険料の徴収については平成31年度までは免除となります。

3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の受付開始日は、1月1日です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

4. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かに限らずすべての給与受給者に交付しましょう。

6. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更等のあった先については、リストの修正を行います。これらは、「取引先台帳」等を利用した名簿管理を用いて、次の要領ですすめるとよいでしょう。

- ・宛先不明で戻ってきた場合は、名簿を修正し再度住所確認。
- ・未送付先より届いたら、来年の送付名簿に追加し、速やかに返礼。
- ・住所、社名、肩書きの変更等の名簿修正。関係部署への連絡。



新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。



2017.1

日	曜日	六曜	項 目
1	日	先負	元日 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	月	仏滅	振替休日
3	火	大安	
4	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	木	先勝	小寒
6	金	友引	
7	土	先負	
8	日	仏滅	
9	月	大安	成人の日 ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
10	火	赤口	
11	水	先勝	
12	木	友引	
13	金	先負	
14	土	仏滅	
15	日	大安	
16	月	赤口	
17	火	先勝	
18	水	友引	
19	木	先負	
20	金	仏滅	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
21	土	大安	
22	日	赤口	
23	月	先勝	
24	火	友引	
25	水	先負	
26	木	仏滅	
27	金	大安	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付
31	火	仏滅	

staff 編集後記



もう12月なんですね…。
1年経つのが早い！！さて12月といえば、街がイルミネーションで華やかになります。子供達も楽しみにしているクリスマスも

もうすぐですね♪皆さんの家にもサンタクロースにが来るよう…川越の空を眺めてお祈りします☆
それでは…今年1年お世話になりました。来年も引き続き宜しくお願ひ致します。よいお年を～(^_-)

～今年1年振り返って～



横山



肥満、肥満と自分でも自覚してあります、健康診断の結果ついに、保健指導を受けることになりました。ラーメン、カレー、焼き肉(減多にいけませんが)揚げ物、少し控えなければならぬかも知れません。とほほ

石田



サムライスカラメイキットに異動した事からスタートし、春からヨガ、秋から大学院と、仕事もプライベートもものすごく変化した1年でした♪仕事では人生で一番頑張ったと思います(社会人歴5年ですがw)来年も充実させます♪今年も1年有難うございました。

小笠原



1年あっと言う間でしたね。毎年色々な事がある小笠原家ですが、何事もなく穏やかな1年だったと思います。普通な生活を送るって簡単なようで難しいですよね。まだ、数日残っていますので気を抜かないようにしなくては。。

外尾



去年はアパートでは、いつも不運なことがありました。3月にアパートを所沢市から狭山市の入曽に引っ越しました。ちょうど2年の更新時期でもありました。その頃2階の住人とトラブルがあり、それがきっかけで引っ越しました。そのほぼ同時期に車のタイヤがホイールごと4本盗まれる事件がありました。なんざんだったな。

黒田



今年は、マンネリ化した自分の趣味を打開する為、新しいことを始めようということで、バイクの免許取得を目指していました。先日最後の講習を受け、卒業試験を残すのみになっていますので、なんとか今年中に目標の免許取得が出来そうで良かったです。来年は、新しい趣味でプライベート

鈴木



今年も1年あっという間でした。(毎年言っている気もあります)今年は9月に初めてBABYMETALのライブを見に行くことができ、そして10月には、人生で初めて入院しました。来年はポジティブな初体験が多い年にしたいです。

野口



仕事もプライベートも落ち着いた一年でした。少し予定を入れすぎてしまい、アッという間に一年が過ぎてしましました。その中では、10月の所内での慎吾先生メイクレッスンは、違った角度から自分を見直す体験で女子会では話題にして楽しんでいます♪

相藤



今年は6年ぶりぐらいに母方の実家に帰りました。思っていたより9月の下旬なのに暑いですね。そして、今年はプロ野球で北海道日本ハムファームを見たらファイターズが特集されましたし、電車や町中のいたるところにファイターズの選手たちの看板や塗装を見かけました。ファイターズ愛にあふれて

中元



今年、くじ運の悪い私は、見事に息子の少年野球にてヘッドマネージャーの役割を引いてしまい、プライベートは野球一色でした…。毎日があっという間で、気が付いたら今年も終わろうとしています(汗)。任務もあと少し。我ながら頑張ったなと思える1年でした。

瀬川



今年は年明け早々帯状疱疹になってしまい、虫刺されだと勘違いをして、だいぶ辛い思いをしました(笑)そんな中、主人は水疱瘡になってしまい、それはもう大変な迷惑を掛けました…厄払いにも行ったので、年末年始は楽しく、新年は元気に迎えられればと思います。

張



光陰矢の如し。7月にサムライズにパートとして採用され、本当に嬉しかったです。最初の時、育児、仕事との両立は難しかったですが、優しい同僚に囲まれ、無事に社会復帰ができました。まだわからないことが山ほどありますか、私にとっては非常に充実で、有意義な一年でした。

(お知らせ)

◆12/14(水)・1/5(木)

所内研修のため、終日留守番電話させて頂きます。

◆12/29(木)～1/4(水)

上記期間冬期休業とさせていただきます。

